

予算決算委員会総務政策分科会会議録

招 集

令和4年1月20日(木) 本会議休憩中 議場

出席委員(9名)

(分科会長) 奥 岩 浩 基 (副分科会長) 岡 村 英 治
安 達 卓 是 稲 田 清 今 城 雅 子 岩 崎 康 朗
岡 田 啓 介 尾 沢 三 夫 西 川 章 三

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総合政策部】八幡部長

[総合政策課] 川本課長 伊藤課長補佐兼まちづくり戦略室長 松本担当課長補佐
藤堂担当課長補佐 石倉主任

[情報政策課] 堀口次長兼課長 福留担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長 大東議事調査担当主任

傍聴者

石橋議員 伊藤議員 遠藤議員 門脇議員 国頭議員 田村議員 土光議員
戸田議員 前原議員 又野議員 三嶋議員 森谷議員 矢倉議員 安田議員
矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者0人 一般0人

審査事件

議案第1号 令和3年度米子市一般会計補正予算(補正第12回)のうち当分科会所管部分

~~~~~

### 午前10時10分 開会

○奥岩分科会長 ただいまより予算決算委員会総務政策分科会を開会いたします。

先ほどの本会議で予算決算委員会に付託された議案のうち、当分科会の審査担当とされました議案1件について審査いたします。

議案第1号、令和3年度米子市一般会計補正予算(補正第12回)のうち当分科会所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

川本総合政策課長。

○川本総合政策課長 はい。それでは、議案第1号、令和3年度米子市一般会計補正予算(補正第12回)のうち総合政策部関係についてご説明申し上げます。

説明資料ですが、お配りしております歳出予算の事業の概要及び本分科会資料でございます。

まず、歳出予算の事業の概要の1ページ目をお開きください。上の段、市県民税非課税世帯等臨時特別給付金事業といたしまして、27億1,552万7,000円を計上してございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で様々な困難に直面した方々への生活暮らしへの支援といたしまして、市民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を支給するものでございます。予算額の内訳ですが、給付金部分であります事業費として、2万6,837世帯分の26億8,370万円。本事業実施にかかる事務費といたしまして、3,182万7,000円を見込んでいますところでございます。本給付金は全額国費事業でございますが、財源は国の交付要綱に基づきまして子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、同事務費補助金でございます。

続きまして、本分科会の資料をご覧ください。1の対象者及び支給方法について、ご説明いたします。今回の給付金は、①の市県民税均等割非課税世帯、②家計急変世帯が対象となります。世帯の状況は、令和3年12月10日時点を基準日といたしまして判断して、①これは世帯全体の令和3年度分の市民税均等割額が非課税である場合には、プッシュ型により支給いたします。この流れについては、この資料をめくっていただきまして、資料の1ページ目下段の6の方、事業のスキームをご覧ください。課税情報を元に抽出いたしました対象世帯に案内チラシと確認書を送付しチェックを入れて返送、口座への振り込みという流れになります。時期についてですが、確認書等の発送を2月中旬、支給通知発送後、初回の支給を3月上旬をめどに作業を進めていく予定としております。資料の方、戻っていただきまして、②の家計急変世帯ですが、①以外の世帯のうち新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月から令和4年9月までに家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯につきましては、申請をいただき支給の流れということになります。この判定については、令和3年1月以降の任意の1か月分の収入掛ける1.2倍の額が、均等割非課税額相当水準以下であるかどうかにより判断をいたします。説明資料の一番下、申請受付窓口について記載しておりますが、1月17日月曜日より本庁舎1階に設置してございまして、順次支給にかかる事務を進めていくこととしております。以上が今回の総合政策部関係の補正予算の概要でございます。説明は、以上です。

**○奥岩分科会長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 今、説明の中であったところをもう一度確認も含めて質問させてもらいますが、基準日の設定が令和3年12月10日とありますが、この10日としたのは、どういふことなのかももう少し説明をいただきたいということと、支給が3月上旬を目指していますということですが、もう少し限定的に言ってもらえたら。もし分かる範囲以内で教えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

**○奥岩分科会長** 川本課長。

**○川本総合政策課長** 先ほどのご質問、1点目が12月10日を基準日とした理由でございますが、全国一律で国の方が設置した基準日でございますので、それに従ったやり方の

設定ということにさせていただいております。あと3月の上旬の支給のめどについてのご質問でしたけれども、これは今回の事業のスキームといたしまして確認書の発送、それから支払通知書の送付等を踏まえた口座への入金を進めていくんですけれども、一番早くて3月上旬位というふうに考えているんですけれども、今の時点では3月上旬というそれ以上の詳細のことは、お答えはできないですけれども3月上旬を目指して支給の方進めていくということでございます。以上です。

**○安達委員** はい。しつこいかもしれませんが、国が基準日が設定したとありますが、国はなぜここに設定したのか分ければ教えていただきたいのですが。

**○奥岩分科会長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 分かりません。

**○奥岩分科会長** ほか、よろしいですか。

岡田委員。

**○岡田委員** 住民税非課税世帯等に対する臨時給付金ということなんですけれども、これだいたいいいんですけれど、どういう世帯、これまでもこういう非課税世帯に対する給付をやってこられたと思うんですけれど、例えば母子家庭の世帯がどの程度だとか独居の老人の方がどの程度だとかっていうものが、これまで当然2年間位こういったコロナに関する給付をやってきた訳なんですけれど、そういったものがある程度想定、例えば独居老人の世帯のところは2,000世帯位はあるんだらうとか、給付対象のところはですね。そういったものが、ある程度当局の方では掴んでおられるかどうかというのをまずお聞きしておきたいと思います。

**○奥岩分科会長** 伊藤課長補佐まちづくり戦略室長。

**○伊藤総合政策課長補佐兼まちづくり戦略室長** はい。今の非課税世帯の対象についての内訳ということでご質問いただきましたけれども、現在想定した人数は、市民税課における市県民税非課税世帯の数を抽出したのになりましたして、その内訳としてもっている訳ではございません。ですので、現在住民税申告をされて非課税の方、または未申告者という方を対象に今想定しているということになります。以上です。

**○岡田委員** 詳細は把握してないにしてもこれまでこの2年間に渡ってコロナの対応をやってこられた訳で、住民税非課税世帯へということが何度かあったと思うんですけれど、ある程度の世帯数というのは把握はあるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

**○奥岩分科会長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 世帯数ですけども、私どもが想定しております世帯数ですが先ほど担当もお答えさせていただきましたが、現在、26万1,837世帯。だいたいその位の世帯前後ではないかと見込んでおまして、岡田議員さんが言われました総世帯の内訳といたしましては、例えば高齢者の独居の方とか母子家庭の方がいらっしゃる。基本的には高齢者世帯もかなりの割合でいらっしゃるというふうに考えております。

**○奥岩分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** 細かい数字までは、把握できないんだらうと思うんですけれど、やっぱり独居の世帯がだいたいその中でどれ位の割合を占めるとかですね、母子家庭の世帯がどれ位を

占めるとかっていうことは、結局今回の10万円の給付で全てが終わるって訳ではないですし、これから先そういった世帯に対する対応っていうことも考えていくってことになりまして、やはりある程度の世帯数の把握っていうことを最低限してないんですね、この対策だけで全てが終わる訳ではないので、ぜひそのあたりのその細かいところ給付漏れというか困っている方に漏れないようにぜひしていただくということを要望して質問の方を終えたいと思います。

**○奥岩分科会長** ほか、よろしかったですか。

今城委員。

**○今城委員** 私のこれからの話は、基本的には福祉課の方にお願ひせんといけんことなのかもしれませんと思うのですが、資料の裏面2ページの①の※2のところ、生活保護世帯については①に含み給付金は収入認定除外とするというふうに明記をしてくださってまして非常に分かりやすいなと思って。これまでのところはどうかと常に質問しなければいけなかったんですけど、きちっとスキームとして書いてくださっていることにはとてもありがたいことだなと思うんですが、こういう給付がある時は、だいたいいつも当事者の方にあまり情報が行かなくてどうなんですかっていうことをすごく聞かれることが多かったんですね、これまで。福祉課の方で対応していただくことなのか、お知らせとかの中でそうしていただくのか分からないんですが、これは認定除外であることが分かっていくような形にさせていただけると大変助かると思っていますので、これは要望お願いですので答弁はないと思いますので、よろしくお願ひしますということでお願ひします。以上です。

**○奥岩分科会長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼情報政策課長** 補足でございますけども、今、福祉課の生活困窮者の自立支援金があります。この制度を使っていらっしゃる方と、社会福祉協議会の緊急小口だとか総合支援資金をご利用されている方は把握しておりますので、そちらの方には直接案内させていただきます。その他、役所が把握できない方もありますので、窓口ですか外部の窓口そういったところにご案内はしたい、あとテレビ、新聞そういったもので広報はしていきたいと考えております。あと、福祉課とは同じ仕事ですので、連携してやってきております。以上です。

**○西川委員** ちょっと話は、ずれますけれどもコロナ対策ということでお願ひをしたいと思います。私の家のご近所の朝日町とか角盤町の俗に言う夜の街の方なんですけれど、先々週ですかね、米子保健所管内で25名が出てからほとんどの店は、キャンセルキャンセルで非常に米子の街自体、車さえ通らないような状態に今なっていると。つまり、第5派より非常に厳しい状態におかれているんじゃないかなというふうに思っていますし、大抵の経営者も同じようなことを言ってます。そういうことを含めて、米子の街の活性化を含めてのコロナ対策ということで、ぜひともまたいろんな対策をご検討願ひたいなというお願ひをしたいと思います。ちょっとこのことについて、副市長にお聞きしたいなと思います。

**○奥岩分科会長** 案件とは別で議題外で予算分科会ですので、コロナ対応で関連してっていうことでしたが、ご答弁よろしいでしょうか。

伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 新型コロナウイルスの感染防止対策に関連した経済支援も含めた様々な対策は、これまでも議会のご理解もいただきながら機動的に実施してきたところでございます。今般、厳しい状況を迎えてきていることは我々も認識しております。特に飲食店あるいは、宿泊業これは最初からそうなんですけどすぐに影響が出始めて、そして深刻な影響を受けていると我々も認識しております。現在、すでにこれまでやってきたこと、あるいは、県などでやっていただいていることも整理しながら、市として何ができるのか、特に難しいのは本当はどんどん街に出てにぎわいが出るのが一番いいんですが、これがコロナ感染症防止対策と両立しないということになりますし、従来からやってきた給付金型、このやり方も一定程度効果がないとも言いませんけど限界もあると。こういったものを認識しながら我々も引き続き機動的に対応していきたいとこのように考えております。以上です。

**○奥岩分科会長** 西川委員。

**○西川委員** ぜひとも、よろしくをお願いします。またそうしないとコロナ対策と経済対策これが2本の柱として日本はやっていくということですので、ぜひとも米子でもお願いしたいと思います。以上です。

**○奥岩分科会長** 岡村委員。

**○岡村委員** お尋ねします。対象として、市県民税均等割非課税世帯ということと2つとして家計急変世帯ということとなっていますけど、合わせて2万6,837世帯ということになりますけれど、その1、2の内訳はだいたい分かりますでしょうか。

**○奥岩分科会長** 伊藤課長補佐まちづくり戦略室長。

**○伊藤総合政策課長補佐兼まちづくり戦略室長** はい。この度の予算にかかる対象者の内訳ですけども、一応現在想定しております住民税非課税世帯、年度当初令和3年度において、2万3,000件位ございましたので、それにたいして世帯が増減しておりますので、若干増加しました2万3,500世帯程度を想定しております。さらに家計急変世帯としましては、先ほどご説明させていただきました福祉支援の貸付制度や生活の自立支援給付、こういったものの現在利用されている方々の数を平均化しましてこちらの申請期日であります令和4年9月までを推計しまして、3,000世帯程度と見込みまして合計2万6,500世帯程度と今の予算になるような世帯数を一応想定をしたということになります。以上です。

**○奥岩分科会長** 岡村委員。

**○岡村委員** 分かりました。非課税世帯の場合は、プッシュ型ということで書いてあります。家計急変世帯に対しては、申請により支給するということですが、その申請をするために自分が該当するかどうかということについて、どういうふうに分かるように周知するのかその方法について、もういっぺんお伺いします。

**○堀口総合政策部次長兼情報政策課長** 急変世帯への対応ですけれど、先ほど少しご説明しましたけども社会福祉協議会から社会福祉協議会の緊急小口ですとか総合支援金、そういったものをご利用された方のデータを市の福祉課の方が使ってよい、今回の福祉課がやっております生活困窮者自立支援金という制度があるんですけども、これは社会福祉協議

会からデータをもらってその案内をしなさいという国の制度になっておりますので、それに基づいていわゆるここは市が把握できるデータこれにつきましてはご案内を送付することにしております。ただ、それとは分からないところ、本当にまだ社会福祉協議会のサービスを利用されていない方につきましては、広報をしていくというところでは、

**○奥岩分科会長** 岡村委員。

**○岡村委員** 分かりました。社会福祉協議会がフォローできている部分以外の方への周知の仕方についても丁寧をお願いしたいと思います。以上です。

**○奥岩分科会長** よろしいでしょうか。それでは、予算決算委員会総務政策分科会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 29 分 休憩**

**午前 10 時 30 分 再開**

**○奥岩分科会長** 予算決算委員会総務政策分科会を再開いたします。

分科会長報告のための意見の取りまとめを行います。

御意見がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩分科会長** それでは、特になかった旨、報告させていただきます。

以上で予算決算委員会総務政策分科会を閉会いたします。

**午前 10 時 30 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

予算決算委員会総務政策分科会長 奥 岩 浩 基